

2025年度運用計画 (1) 25年度運用計画における変更点

2025年度運用計画における主な変更点は以下の通り。

① ラダー型運用における運用期間を15年程度から20年へ延伸

✓ 各年限の設定保有残高を600億程度から480億程度に変更

✓ 年限20年の地方債及び政府保証債の新発債を取得開始。

＜取得見込み＞：地方債125億（内、ESG債5億）、政府保証債15億（すべてESG債） 計140億

※上記見込み額は、対象債券の発行実績を踏まえ、取得可能な額として設定

② 政府保証債の取得拡大

✓ 国債をはじめ債券金利の上昇に伴って、セカンダリーマーケットにおける政府保証債等の流通量が増加していることから、年限20年の新発債に加えて、その他年限でもセカンダリーマーケットでの取得増が見込める。

＜取得見込み（対前年度増減）＞：政府保証債61億（+50億）

③ ESG投資の拡大(65億円→130億円)

✓ 年限20年の長期新発債の取得開始とともに、発行量を踏まえて取得の目安額を前年度の65億から130億に拡大
＜債券別目安額＞

地方債：80億（+40億）

政府保証債：20億（+20億）

財投機関債：20億（+10億）

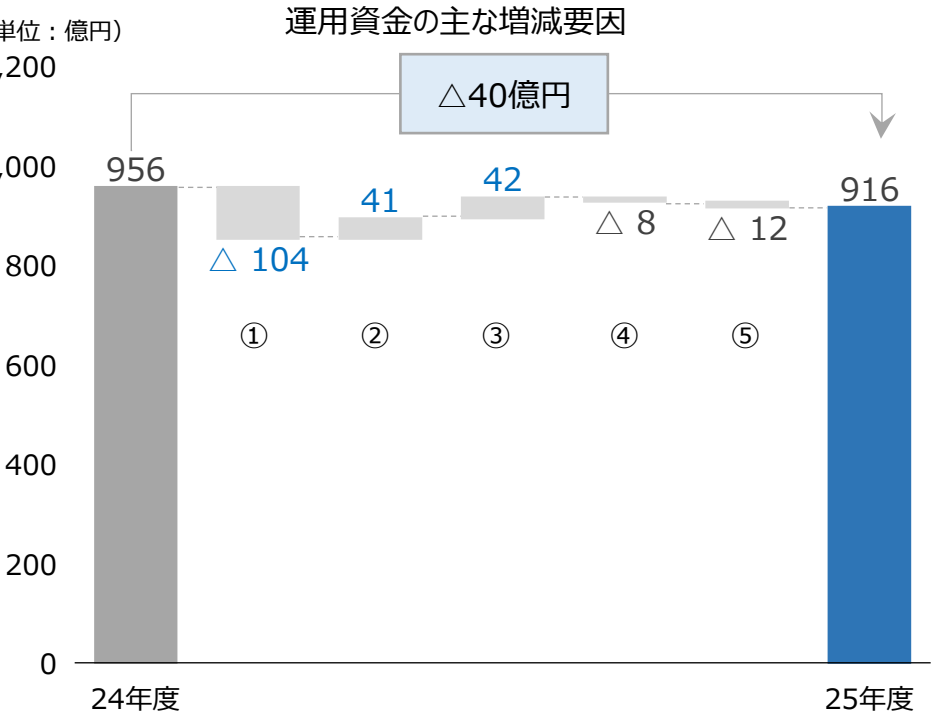
社債：10億（－5億）

※上記の目安額は、各種債券の発行実績や流通量を踏まえ、取得可能な額として設定

上記の方針においても、各年限の国債の保有割合（下限50%）、資産全体における財投機関債/社債の保有割合（上限5%）は引き続き遵守する。

2025年度運用計画 （2）運用資金

2025年度の運用資金は916億円、前年計画比では40億円減少。



① 運用及び償還金収入	債券満期償還金収入は104億円減少。
② 預託収入	新車購入時預託台数は前年計画に比して101.2%と想定。
③ 払渡支出	引取台数の減少に伴い、ASR等の払渡台数は減少と想定（ASRについて、前年計画比85.8%）。
④ 輸出返還支出	輸出返還台数は前年計画に比して105.8%と想定。
⑤ 他会計への繰入金支出	自動車製造業者等による本財団の指定法人業務に関する費用の負担が休止されること等から、特預金のおえん等額が前年度から12億円増加。

2025年度 運用可能額

		当年度					前年度	差異
		1Q	2Q	3Q	4Q	合計		
収入	特定資産運用収入	23	26	24	27	101	100	1 ①
	債券満期償還金収入	238	232	239	77	786	889	△ 104 ①
	預託金預り収入	161	133	134	132	560	519	41 ②
	合計	422	391	397	236	1,446	1,509	△ 62
支出	預託金払渡支出	80	73	68	65	286	328	△ 42 ③
	預託金輸出返還支出	49	55	48	52	205	196	8 ④
	他会計への繰入金支出	23	-	-	16	39	28	12 ⑤
	合計	152	128	116	133	530	552	△ 22
収支差額 (A)		270	263	281	103	917	957	△ 40
前期からの繰越額 (B)		0	0	0	0	0	1	△ 1
次期への繰越額 (C)		0	0	0	1	1	1	0
当期運用可能額 (A) + (B) - (C)		270	263	281	102	916	956	△ 40

2025年度運用計画 (3) 運用計画

2025年度は年限15～17年及び20年を中心に国債、政府保証債、地方債を合計で額面1,003億円（国債：490億円、政府保証債：61億円、地方債：452億円）購入する予定。また、財投機関債を20億円、社債を10億円を目安に購入する予定（投資対象はESG債のみとする）。取得総額は額面1,033億円を見込む。

資産構成計画

《残存年限別の保有残高》
ラダー型運用における運用の期間を15年程度から20年に変更し、各年限の額面残高は480億円程度とする。（第107回資金管理業務諮問委員会の審議済）。

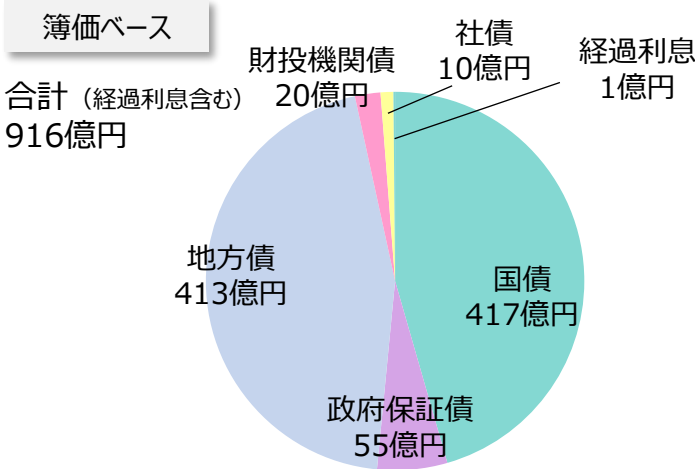
- 《種別構成》
- ①新規に取得する債券種別は、国債、政府保証債、地方債、財投機関債(*1)、社債(*2)とする。
 - ②万が一の場合の流動性を考慮し、各年限において、当該年限の構築が完成したとき、国債以外の債券の額面残高合計が国債の額面残高を超えないものとする。
なお、各年限において、国債以外の債券の合計額が国債の額を超える場合は、国債の額からの乖離幅を5%以内に抑える。
 - ③2025年度における財投機関債の取得上限額は30億円、また、社債の取得上限額は20億円とし、ESG債を対象とする。

*1 財投機関債とは特別の法律により設立された法人の発行する債券（ただし、金融債を除く）のことを指し、このうち、信用格付業者のいずれかより最上位から2番目以上の格付を付与されたものを新規に取得する。
*2 社債（金融債を含む）については、信用格付業者のいずれかより最上位から2番目以上の格付けを付与されたものを新規に取得する。

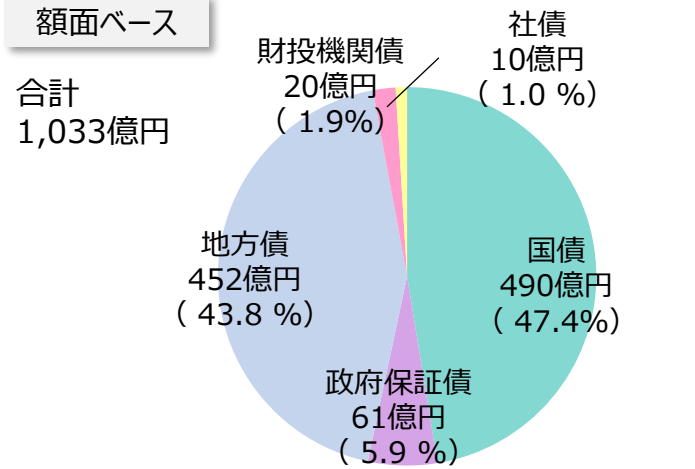
	取得額見込み (前年度比)	主な対象年限
国債	490億円 (△142億円)	15～17年
政府保証債	61億円 (+50億円)	15～17、20年
地方債	452億円 (+122億円)	10、15～17、20年
財投機関債	20億円 (+10億円)	5、10年
社債	10億円 (△5億円)	5年

✓2025年度からラダー型運用の運用期間を20年に延伸することに伴い、地方債・政府保証債で20年限の新発債を取得対象とする。
✓地方債は20年限での新規発行債券の取得や10年限でのESG投資枠の拡大により、前年度計画から増加。

簿価ベース



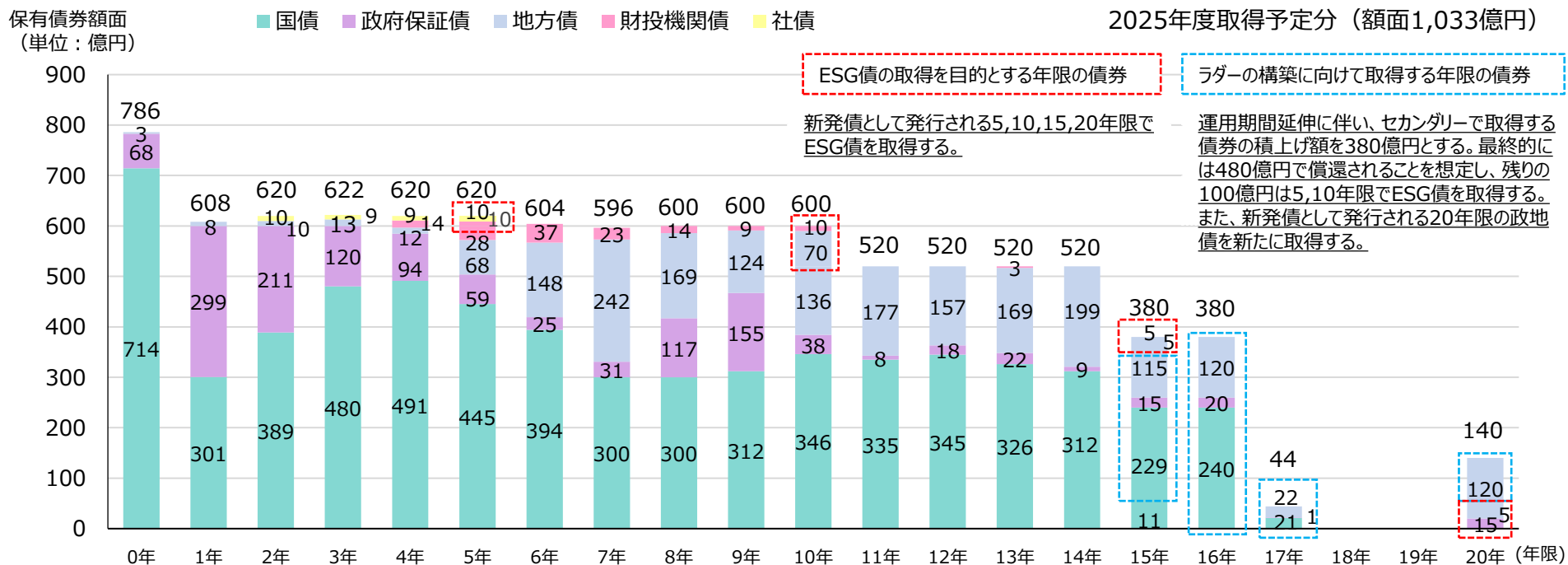
額面ベース



* 取得額見込みは実績等を考慮して算出。

2025年度運用計画 (4) ラダー型ポートフォリオの見通し及び運用の評価

2025年度末における保有債券の額面残高は9,114億円を見込む。2025年度末のラダー型ポートフォリオの見通しは以下のグラフのとおり。



* 年限0年の786億円は2025年度中に償還予定。

<資産構成の評価>

- ① 1～14年限までは600億円、15年限～20年限までは480億円の上限に対して、5%以上超過していないこと。
- ② 1年限以降で額面残高380億円以上構築した年限において、国債以外の債券の合計額が国債の額を超える場合は、国債の額からの乖離幅が5%以内に収まっていること
- ③ 財投機関債及び社債の保有上限額（額面ベース）がポートフォリオ全体のうち5%を超えていないこと。
- ④ 社債の保有額が財投機関債の保有額を超えていないこと。
- ⑤ 財投機関債の新規取得額面が40億円、社債の新規取得額面が20億円を超えていないこと。

<運用成果の評価>

- ・ 四半期及び年度において、各期間中に取得した債券と市場における利付国債の最終利回り（単利）を比較し、妥当な範囲であること。

2025年度運用計画 (5) ESG債の取得計画

当年度においても、環境改善効果の高い債券を中心に個別銘柄ごとの資金使途を精査した上で、ESG債への投資を推進する。**取得の目安額は130億円（前年度比+65億円）**とし、その内訳は、地方債80億円、財投機関債20億円、社債10億円と、新たに政府保証債を20億円とする。なお、GX経済移行債（国債）については、発行年限やグリーンアム、他の機関投資家の動向等を踏まえ、取得の可否を判断する。

<年限・種別毎のESG債の取得計画>

カッコ内は前年度計画比

	5年限	10年限	15年限	20年限
地方債	原則取得しない (△5億円)	70億円 (+ 35億円)	5億円 (+ 5億円)	5億円 (+ 5億円)
政府保証債	取得しない	取得しない	5億円 (+ 5億円)	15億 (+ 15億円)
財投機関債	10億円 (+ 10億円)	10億円 (±0億円)	対象外年限	対象外年限
社債	10億円 (△5億円)	対象外年限	対象外年限	対象外年限
取得目安額	20億円 (±0億円)	80億円(+ 35億円)	10億円(+ 10億円)	20億円(+ 20億円)

- ・5年限は運用利回りを考慮して、社債⇒財投機関債⇒地方債の優先順位で取得する。ただし、社債の取得上限は20億円とする。
- ・10年限は運用利回りを考慮して、財投機関債⇒地方債の優先順位で取得する。ただし、財投機関債の取得上限額は5年限と合わせて30億円とする。
- ・15年限及び20年限は発行体数、発行量共に限定されていることからそれぞれ10億円、20億円を取得目安額とする。

① 地方債

- ・ 10年限に加えて、15年限及び20年限での新規発行債を取得する。取得目安額は発行銘柄数・発行量を考慮して、80億円とする。
※15年限及び20年限での新規取得に加え、10年限でのESG取得枠の拡大（45億⇒80億）により、前年と比べ40億円の取得増を目指す。）

債券種別	2025年度 取得目安額	ESG種別	2024年度 取得見込み額	2024年度 取得目安額
地方債	80億円 (前年度比+40億円)	・ グリーンボンド ・ サステナビリティボンド ・ サステナビリティ・リンク・ボンド 等	55億円	40億円 (運用計画策定時)

2025年度運用計画 (5) ESG債の取得計画

② 政府保証債

- 15年限及び20年限での新規発行債を取得する。取得目安額は発行銘柄数・発行量を考慮して、20億円とする。

債券種別	2025年度 取得目安額	ESG種別	2024年度 取得見込み額	2024年度 取得目安額
政府保証債	20億円 (前年度比+20億円)	・グリーン債券 ・サステナビリティ債券 ・サステナビリティ・リンク・債券 等	3億円 ※通常の 引き合いで取得	なし (運用計画策定時)

③ 財投機関債

- 5年限及び10年限での新規発行債を取得する。取得目安額は発行銘柄数・発行量を考慮して、20億円とする。
- 信用リスク*を考慮して、取得期間の上限を10年、新規取得額の上限を30億円とする。

債券種別	2025年度 取得目安額	2025年度 取得上限額	ESG種別	2024年度 取得見込み額	2024年度 取得上限額
財投機関債	20億円 (前年度比+10億円)	30億円 (前年度比+15億円)	・グリーン債券 ・サステナビリティ債券 等	11億円	15億円 (運用計画策定時)

④ 社債

- 5年限での新規発行債を取得する。取得目安額は発行銘柄数・発行量を考慮して、10億円とする。
- 信用リスク*を考慮して、取得期間の上限を5年、新規取得額の上限を20億円とする。

債券種別	2025年度 取得目安額	2025年度 取得上限額	ESG種別	2024年度 取得見込み額	2024年度 取得上限額
社債	10億円 (前年度比△5億円)	20億円 (前年度比±0億円)	・グリーン債券 ・サステナビリティ債券 ・トランジション債券 等	9億円	20億円 (運用計画策定時)

* 財投機関債及び社債は、リスク管理の観点から保有額（額面ベース）の合計額がポートフォリオ全体のうち5%を超えないこととしている。
また、新規に取得する年限の上限を財投機関債では10年、社債では5年としている。

<参考> GX経済移行債 (CT国債)	発行規模・発行年限	2025年度は、7月、10月、1月、3月に総額1兆2,000億円を発行予定。発行対象となる年限は、5年及び10年。
	資金用途	「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX 推進戦略）」を軸に、パリ協定に整合する国際公約である 2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度の 46%削減（2013 年度対比）の実現に向けた事業に充当。